

全国小学校英語活動実践研究会規約

平成16年12月9日制定

平成21年1月30日改定

第1条（名称）

本会は、全国小学校英語活動実践研究会と称する。

第2条（本部）

本会は、本部を会長の所属する学校内におく。

第3条（目的）

本会は、我が国における小学校英語活動に関わる学校関係者、及び、研究者、相互の連絡を緊密にし、小学校英語の充実と中学校英語教育との連携を図り、我が国の英語教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡協調に関すること。
- (2) 研究会、講習会、講演等の開催。
- (3) 英語教育に関する資料の収集、調査及び統計の作成頒布。
- (4) その他必要な事項。

第5条（会員及び組織）

本会は、各都道府県における小学校英語活動に関わる学校教職員を以って組織する。本会は本会の目的を達成するために、必要な執行機関を設ける。なお、研究大会については一般の研究団体や個人の参加も認める。

第6条（役員及び理事）

本会は次の役員および顧問をおく。

会長	1名
副会長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
監査	2名
顧問	若干名
参与	若干名

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行すると共に、本会目標達成のために必要な事業を推進する。
- (3) 常任理事は本会の常務を行う。

(4) 理事は会務を審議し本会の運営に当たる。

(5) 監査は本会の財務を監査する。

第7条 (役員を選出)

会長および、監査、顧問は理事会で選出する。副会長、常任理事、理事は必要に応じて会長が委嘱する。

第8条 (会議)

本会の会議は、総会、常任理事会、理事会とする。

(1) 総会は年1回以上開催し、本会の運営方針、予算、決算、会則等を議決する。

(2) 常任理事会は会長、副会長、常任理事を持って構成し、必要に応じて会長が招集し、会務の企画、緊急事項を処理する。

(3) 理事会は必要に応じて会長が招集し、総会に提案する事項並びに会務について審議すると共に、会務を処理する。

第9条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、重任しても差し支えない。欠員を生じて補充された者の任期は、前任者の残存期間とする。

第10条 (事務局)

本会は本部に事務局をおくことができる。事務局長は会長が委嘱し、事務をつかさどる。

第11条 (研究大会)

本会は毎年1回研究大会を開く。研究大会は会長が実行委員会を組織し運営に当たる。研究大会の運営は、参加費で賄い、不足が生じたときは会費で補う。

第12条 (会計)

本会の経費は、会費、およびその他の収入を以て当てる。会費は各加盟団体年額10,000円とする。個人会員の会費は年額2,000円とする。

第13条 (会計年度)

本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 (予算決算)

本会の予算及び決算は総会場で承認を得ることを要する。

雑則

(1) 本規約は総会場で決議を経なければ変更することはできない。

(2) 本会の運営に必要な内規は、理事会において定める。